



# 結婚等

# 新生活

## 支援事業

新婚世帯やパートナーシップ宣誓を行った世帯の  
新居(賃貸)の住居費・引越し費用の一部を助成します。

次の条件を  
全て満たす  
世帯が対象です



詳しくは裏面をご覧ください

- 令和8年1月1日から令和9年3月15日までの間に婚姻届の提出またはパートナーシップ宣誓を行い、受理された世帯
- 申請時点において、夫婦または宣誓者（以下「夫婦等」という）の住民票の住所が、申請に係る住居の所在地となっている世帯
- 婚姻時または宣誓時に夫婦等の年齢がともに39歳以下の世帯
- 令和7年の夫婦等の所得を合算した金額が500万円未満の世帯（貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。）
- 過去に他の自治体も含め、同様の補助金を受けていない世帯
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
- 市税の滞納のない世帯
- ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座の動画を視聴した世帯

## 対象となる経費

### (令和8年4月1日から令和9年3月15日までの経費)

- 新規の住宅賃借経費（敷金・礼金・仲介手数料、賃料・共益費 1 か月分）  
ただし、会社から住宅手当が支給されている場合は家賃補助を除く経費
- 引越し費用（引越し業者または運送業者へ支払った実費）
- ※令和8年4月1日から令和9年3月15日までの間に支払いを全て終えている必要があります。

## 必要書類 必須のもの

戸籍謄本や住民票等の取得は手数料が必要です。  
事前に補助対象世帯となるかご確認ください

- 長浜市結婚等新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明）またはパートナーシップ宣誓を証明する書類の写し（パートナーシップ宣誓受領証の写しまたは受領証カードの写し）
- 世帯全員の住民票（個人番号の記載がないもの）
- 夫婦等のそれぞれの所得証明書（最新のもの。1月1日時点の住所地で取得してください）
- 誓約書（様式第3号）
- 個人情報確認同意書
- 口座が確認できるものの写し（通帳の表紙裏またはキャッシュカードの写し）
- 右記の講座を受講したことが確認できるアンケート
- 当事業利用者アンケート

## 経費に関する書類

- 入居対象となる住居の賃貸借契約書等の写し ※本人名義のもの
  - 仲介手数料の記載がある書類（重要事項一覧表など）の写し
  - 入居対象となる住居費を支払ったことが分かる書類（領収書、銀行・クレジットカードの引落明細等）の写し
  - 引越し業者または運送業者に引越し費用を支払ったことが分かる書類（領収書、銀行・クレジットカードの引き落とし明細等）の写し
- ※領収書等は各種契約書等に記載の金額と一致しなければ交付できません。  
各書類のコピーはご自身で用意してください。

**【申込期間】令和9年3月15日まで**

**※ただし予算の上限額に達し次第終了します**

## 滋賀県が提供する講座動画

### 1. ライフデザイン支援講座

#### ◆ライフデザイン セミナー



#### ◆職場の未来デザイン！

【女性の健康編】



### 2. プレコンセプションケアに関する講座

#### ◆プレコンを始めよう！



### 3. 共家事・子育て講座

#### ◆職場の未来デザイン！

【男性育休編】



#### ◆職場の未来デザイン！

【家事シェア編】



申請までに動画を視聴してください。